

基礎研 レポート

全国旅行支援の経済効果に対する評価と課題

大阪経済大学経済学部教授 ニッセイ基礎研究所客員研究員 小巻 泰之

■ 要約

本論は、新型コロナウイルス感染症（以下、Covid-19）により業況が大きく悪化した旅行業界への支援策として実施された Go To トラベルから全国旅行支援までの旅行支援の経済的な効果を検証する。本論から得られた結論は以下の通りである。

1. Go To トラベルの事業費は、2020 年度時点で2兆 6,972 億円である。総額で、約3兆円程度の予算が付けられた。Go To トラベルは事業主体が国であることから執行状況などはある程度把握可能であるが、県民割及び全国旅行支援は、事業主体が都道府県であり、その後の予算執行状況は明らかにされていない。
2. 旅行支援の実施の可否は新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された感染症のステージ（レベル）¹を基準に実施されている。全国旅行支援は実施公表（2022年6月17日）後、2度延期（2022年7月15日、8月25日）されている。多くの都道府県がレベル2にあったことが原因とみられる。しかし、最終的に9月26日に10月11日より実施と公表されたが、2022年7月及び8月時点よりレベル2の地域が多く、過去の延期判断の状況から改善していない。全国旅行支援では、実施可否の判断基準が不明瞭である。
3. 旅行支援により宿泊料の下落が期待できる。実際の宿泊料への反映状況（価格転嫁率）で見れば、Go To トラベルは概ね100%の価格転嫁となっている。しかし、全国旅行支援については、2020年10月から12月までは価格への反映は55.9%～73.5%程度にとどまっている。さらに、2023年1月以降は26.1%～43.8%と価格転嫁率は大きく低下している。消費者よりも旅行業界の収益の改善に資する結果となった可能性がある。
4. 消費支出全体に占める個々の消費費目割合で見ると、Covid-19により対面を必要とする外食と宿

¹ 新型コロナウイルス感染症対策分科会が策定した基準は、図表4のように、2021年11月8日の改定で、呼称が「ステージ」から「レベル」に変更されている。また、感染段階を示す数字についても「ローマ数字」から「アラビア数字」に変更されている。

泊料では、その動きが大きく異なる。外出については、Covid-19 以前の水準に回復していないものの、旅行支援が実施された宿泊料は回復している。特に、所得の高い階層は Covid-19 以前の水準を上回る状況となっている。

5. 可処分所得と消費費目との関係では、宿泊料は平時²でみて 86%程度回復している。他方で、外出は 30%程度、教養娯楽（サービス）65%と、旅行と比較して、回復が遅れている。宿泊料を所得階層別で見ると、1,500 万円以上の世帯では平時を上回る水準であるものの、400-600 万円世帯の回復が遅れている。
6. 旅行需要が増加する一方で、他の消費を減少させていることが確認でき、消費全体で見れば経済効果は小さいといえる。

このように、全国旅行支援については、経済全体を浮揚させる効果は乏しかったとみられる。しかし、インバウンドを含む旅行需要が回復してきたとはいえ、2019 年の水準を超える状況にはない。こうした中で、旅行支援による宿泊料の割引は機械的試算よりも小さくなっている。この点は、リーマンショック時にフランスでのレストランへの VAT を引下げた効果と同様に、消費者よりも旅行業界の収益の改善に資する結果となったと可能性がある。旅行支援の本来の目的が旅行業界の業況回復であることを鑑みれば、所期の目的を果たすことにはなつたといえる。

しかしながら、課題は多い。

第 1 に、Go To トラベルなどの支援策が、Covid-19 の感染拡大との関係で適切であったかである。先行研究では、Covid-19 の拡大が続く状況ではかえって感染症を拡大させた²と指摘している。

第 2 に、他の業界支援策との比較である。当時の業種別で影響を受けていたのは Face to face のサービスを必要とする業種である。旅行業界を含むこれらの業種には種々の給付金が実施されており、旅行支援は旅行業界への上乗せとみることができる。Covid-19 のような急激かつ正体不明なショックへの対応として追加的な支援が必要な業界への施策は重要である。しかし、それぞれの業種にとって、どのような施策が良いのか、欧米がおこなった施策も含めて、比較検証する必要がある。

最後に、全国旅行支援策に関する情報開示が十分ではなく、事後的な評価が難しい。特に、都道府県が事業主体となってから公表文書を確認できない場合が多い。また、各地域にどの程度の補助金が配分されたのかも不明であり、予算の執行状況もまた不明である。これらの情報開示などをすすめ、政策効果を評価できる体制を構築する必要がある。

1—はじめに

Covid-19 の拡大により、経済活動は大きな影響を受けた。この状況に対して、種々の経済政策が実施されてきた。Covid-19 の感染状況は予想がつかず、実施可能な政策を総動員することで、混乱した状況を乗り越えてきた。2023 年 5 月 8 日から、Covid-19 は感染症法上の分類で 5 類となり、経済・

² 本論において、平時とは、Covid-19 以前の 2018~2019 年の平均値としている。

社会活動は Covid-19 以前の状況を模索している。

このように新たな局面入りで求められるのは、Covid-19 に対する医療や経済等への政策対応に関するレビューである。特に、経済対策では総動員の対応をしてきたが、個々の政策効果を検証する必要がある。Covid-19 は 1918 年のスペイン風邪以来の伝染病の世界的な大流行（いわゆるパンデミック）である。今後とも、こうした伝染病の拡大が想定しない形で起こる可能性は否定できない。いつ起きるのか想定できないがゆえに、感染症の対策の適否について整理しておくことは重要である。

本論では、旅行需要喚起策として実施されてきた旅行支援策（Go To トラベル、県民割及び全国旅行支援）の効果と課題について検証する。

以下では、次節で旅行支援策を整理した上で、3 節では旅行支援策の実施判断の適否をその評価基準から確認する。4 節で旅行支援策に類似する政策に関する先行研究をみたく、5 節では宿泊料割引の効果、6 節では地域クーポンの効果を検証する。最後に、7 節で旅行支援策を総合的に評価した上で、今後の課題について検討する。

2—旅行支援策の概要

2.1 | 実施内容

図表 1：旅行支援の実施状況

アナウンス日	実施日	対策	内容
2020/4/7			(閣議決定) 緊急経済対策に、旅行等の支援策が盛り込まれる
2020/4/30			(予算) 令和2 年度第1 次補正予算成立 (Go To キャンペーン事業費1 兆6794 億円を計上)
2020/7/10		Go To トラベル	2020年7月22日より実施決定 (当初は8月上旬見込み)
2020/7/16		Go To トラベル	新型コロナウイルス感染症対策分科会 (以下、分科会) から提言
2020/7/17		Go To トラベル	東京都発着分を対象外とする
2020/9/16	2020/10/1	Go To トラベル	東京都を対象地域に加える
2020/10/30	2020/11/17	Go To トラベル	泊数制限の導入、7泊まで対象
2020/11/20		Go To トラベル	分科会は、一部地域でステージ III (感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階) 相当の対策が必要な状況に達するとの提言
2020/11/24	2020/11/24	Go To トラベル	2020年12月15日までに出発する札幌市、大阪市を目的地とする旅行を一時停止
2020/11/25		Go To トラベル	分科会、ステージ III 相当の対策が必要な地域から出発する旅行についても一時停止を検討する必要があるという提言
2020/11/27	2020/11/27	Go To トラベル	札幌市、大阪市を出发点とする旅行の自粛を要請
2020/12/1	2020/12/3	Go To トラベル	2020年12月17日までに東京都を発着する旅行で、高齢者等の自粛を要請
2020/12/8			(閣議決定) 事業が2021年6月未まで延長されることが決定
2020/12/11			(予算) 令和2 年度予算の予備費から新たに 3119 億円を支出することが決定
2020/12/11			分科会がステージ III 相当の対策が必要な地域におけるトラベル事業の一時停止を再提言
2020/12/14	2020/12/28	Go To トラベル	2020年12月28日から2021年1月11日まで、全ての事業を一時停止
2020/12/16	2020/12/24	Go To トラベル	2020年12月27日までに出発する広島市の旅行を対象外とする
2020/12/16	2020/12/16	Go To トラベル	2020年12月27日までに出発する札幌市、大阪市、名古屋市、東京都の旅行を対象外とする
2021/1/7	2021/1/7	Go To トラベル	2021年2月7日まで、全ての事業を一時停止を延長
2021/1/28			(予算) 令和2 年度第3 次補正予算 (令和3 (2021) 年1 月28 日成立) において、1 兆311 億円が計上
2021/2/2	2021/2/2	Go To トラベル	2021年3月7日まで、全ての事業を一時停止を延長
2021/3/5	2021/3/5	Go To トラベル	事業の一時停止継続、再開の時期や再開方法は改めて知らせる
2021/3/26	2021/4/1	県民割	「地域観光事業支援」を2021年4月1日より実施、期間は5月未まで、停止は都道府県知事がステージ3相当以上と判断した場合 (予算) Go To トラベル事業予算から県民割りへ約 3000 億円を割り当てる
2021/4/30	2021/4/30	県民割	対象期間の延長、2021年12月未まで
2021/11/19		新Go To トラベル	「新たな Go To トラベル事業」構想を発表、既存Gotoトラベルの制度変更、再開の時期は決定次第知らせる
2021/11/19	2021/11/19	県民割	ワクチン・検査パッケージ活用を前提として、対象を隣県を追加、対象期間の延長2022年3月10日まで
2022/1/19	2022/1/19	県民割	事業停止の対象にまん延防止等重点措置地域 (隣接地域も含む) を追加
2022/3/25	2022/4/1	県民割	対象地域を同一の地域ブロックにある都道府県を追加 (ブロック割)、対象期間の延長2022年4月28日まで
2022/4/20	2022/4/20	県民割	対象期間の延長、2022年5月9日から2022年5月28日まで (GW期間は除外)
2022/5/20	2022/5/20	県民割	対象期間の延長、2022年6月30日まで
2022/6/17	2022/6/17	県民割	対象期間の延長、2022年7月14日まで
2022/6/17	2022/7/前半	全国支援	全国を対象とした観光需要喚起策を実施する、対象期間は当面2022年8月未まで
2022/7/14	2022/7/14	県民割	対象期間の延長、2022年8月31日まで
2022/8/25	2022/8/25	県民割	対象期間の延長、2022年9月30日まで
2022/9/26	2022/10/11	全国支援	2022年10月11日より実施、対象期間は12月下旬まで
2022/9/26	2022/10/11	県民割	対象期間の延長、2022年10月10日まで
2022/11/25	2022/11/25	全国支援	対象期間の延長、2022年12月27日まで
2022/11/25	2023年明け	全国支援	年明け以降、観光需要喚起策を実施することを決定、制度も変更
2022/12/13	2023/1/10	全国支援	2023年1月10日より実施、対象期間は予算が無くなり次第、順次終了

(注) 観光庁資料などから作成

(Go To トラベル)

Go To トラベルを含む Go To キャンペーンは、2020 年度補正予算の検討を求める自民党から提言 (2020 年 3 月 3 日) され、2020 年 7 月 22 日から実施されている (図表 2)。施策内容は宿泊または

日帰りの旅行の代金総額の50%相当額（宿泊料35%、地域共通クーポン15%）を国が支援することとなった。9月末までは旅行代金のみで、10月1日以降からは地域共通クーポンが付与されている。割引上限は1泊当たり14,000円である。

図表2：旅行支援の内容

	実施期間	事業主体	旅行代金の割引	地域クーポン	最大補助額	備考
Go To トラベル	2020年7月22日～ 2020年12月27日	国	割引率 35% 上限 宿泊のみ 14000円 日帰り 7000円	付与率 15% 地域クーポンの使用は10月1日以降 上限 宿泊のみ 6000円 紙、電子クーポン 日帰り 3000円	20000円	2020年10月初旬から10月15日頃まで、一部の旅行サイトで予算枠が逼迫し割引率を縮小
県民割	2021年4月1日～ 2022年10月10日	都道府県	割引率 50% 上限 5000円	平日 2000円 紙、電子クーポン 休日 2000円	7000円	
全国旅行支援	2022年10月11日～ 2022年12月27日	都道府県	割引率 40% 上限 交通付き旅行 8000円 上記以外 5000円	平日 3000円 紙、電子クーポン 休日 1000円	11000円	
	2023年1月10日～ 2023年3月31日		割引率 20% 上限 交通付き旅行 5000円 上記以外 3000円	平日 2000円 基本的に電子クーポン 休日 1000円	7000円	
	2023年4月1日～ 2023年6月30日		割引率 20% 上限 交通付き旅行 5000円 上記以外 3000円	平日 2000円 基本的に電子クーポン 休日 1000円	7000円	
新たなGo To トラベル	構想公表 2021年11月19日	国	割引率 20% 上限 交通付き旅行 10000円 宿泊 7000円 日帰り 3000円	平日 3000円 紙、電子クーポン 休日 1000円	13000円	未実施

(注) 観光庁資料などから作成

しかしながら、2020年11月に入り、Covid-19感染者数が再び増加しはじめ、札幌市、大阪市、東京都及び広島市を目的地とする旅行の一時停止と、当該地域に居住する方の旅行の自粛が求められた。その後、年末年始の利用停止が公表され（2020年12月14日）、2021年1月7日の緊急事態宣言により、Go To トラベルは停止された。2023年5月末時点においてもGo To トラベルは2020年12月28日から停止されたままである。

その後、2021年11月19日に「新たなGo To トラベル」の計画が公表され、宿泊料の30%割引と割引率を縮小し、地域共通クーポンは平日3,000円、休日1,000円とした。しかしながら、Covid-19の感染状況が改善せず、実施されていない。

(地域観光事業支援)

Go To トラベルが停止された後、その残った予算を財源に、2021年4月1日より「地域観光事業支援」（以下、県民割）として県単位でその域内の旅行について同一域内に居住の方への支援が始められた。制度設計は全て都道府県において決定され、国からの支援金は1人泊当たり5,000円かつ商品代金の50%を上限とされ、地域内限定のクーポン券は1人当たり2,000円とされた。都道府県の一部では、国からの支援金に上乘せする形で実施した地域もある。ただし、県民割は新型コロナウイルス感染症対策分科会が策定した基準でステージII相当以下と判断した都道府県においてのみ実施される。このように、Go To トラベルと異なり、実施主体は国から都道府県に変更された。

また、実施期間は当初2021年5月末とされたが、その後順次延長された。2021年11月19日の「ワクチン・検査パッケージ」を活用した行動制限の緩和により、旅行対象地域についてが「隣県」

に拡大され、さらに 2022 年 4 月から同一の地域ブロックにある都道府県に対象地域が拡大された。県民割は 2022 年 10 月 10 日まで続けられた。

(全国旅行支援)

「全国旅行支援」は県民割の対象地域を全国に拡大する形で、2022 年 10 月 11 日から 12 月 27 日まで実施されることとなった。全国旅行支援では旅行代金の 40%相当部分で上限が交通付きで 8,000 円、その他で 5,000 円と Go To トラベルより 1 旅行あたりの支援額は縮小されている。

その後、2023 年 1 月以降も延長され、2023 年 1 月 10 日から再開された。実施期間は 2023 年 3 月末とされているが、各都道府県の予算が無くなり次第終了することとされ、都道府県により期間が異なることとなる。ただし、支援額は縮小され、旅行代金から 20%割引相当分で、1 人 1 泊あたりの上限は交通付き旅行商品 5,000 円、その他 3,000 円とされている。

さらに、予算が残っている都道府県については、予算を使い切ることを目的に、2023 年 6 月末まで延期されている³。

2.2 | 実施要件

Go To トラベルは政府が主体となって進められ、感染ステージがその実施判断の基準とされていた。実際、ステージⅢと判断された地域が除外される等、停止基準は明確であった。

県民割は、実施主体は都道府県であるものの、ステージⅡ以下の地域であることが、国からの支援の条件とされた。観光庁によれば、支援の配分は事業開始当初は、予算の 2 割を旅行会社や宿泊施設の前年販売実績に基づき配分し、残りの 8 割を事業者の販売計画を基に割り当てるとされている。しかしながら、具体的な配分額などは公表されていない。

県民割については、観光庁から文書（2021 年 3 月 26 日公表）で停止基準が示されている。停止基準は、①事業実施県の知事がステージⅢ相当以上と判断した場合、②事業実施県が緊急事態宣言の対象となった場合とされている。その後、新型コロナウイルス感染症対策本部（2022 年 1 月 19 日）において基本的対処方針が変更され、ワクチン・検査パッケージ制度が導入された。旅行支援には即座に導入されず、停止基準として新たに、③事業実施県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた場合、が加えられた。

全国旅行支援は、県民割の対象地域を段階的に緩和されてきたものであり、実施主体は県民割と同様に都道府県であり、停止基準は県民割のルールがそのまま引き継がれたとみられる。ただし、全国旅行支援については、実施主体及び、停止基準に関する資料は公表されておらず確認できない。

2.3 | 予算編成

Go To トラベルの事業費は、2020 年度時点で 2 兆 6,972 億円である。具体的には、2020 年 4 月 30 日に成立した 2020 年度第一次補正予算で 1 兆 3,542 億円の予算額が計上され、さらに 2020 年 12 月

³ 多くの地域は 6 月 30 日を利用期限に設定している。しかし、北海道、山口県 7 月 14 日、福井県・沖縄県 7 月 20 日、青森県、宮城県 7 月 21 日と期限を長く設定している地域もある。

11日には予備費から3,119億円、2021年1月28日に成立した第3次補正予算で1兆311億円がそれぞれ加算された（図表3）。

図表3：旅行支援の予算措置の状況

閣議決定	成立（決定）	予算	予算額	予算現額	執行額	予算残（繰越）	不用額	備考
2020年度			26972					
2020/4/7	2020/4/30	2020年度第1次補正予算	13542					
	2020/12/11	2020年度予備費	3119		8191			2021/2/10 観光庁、少なくとも5399億円を執行
2020/12/15	2021/1/28	2020年度第3次補正予算	10311					
	2021/3/26	県民割へ流用			3299	7012		
2021年度			2685					
2021/11/26	2021/12/20	2021年度補正予算（新たなGo To トラベル事業）	2685	13238		2953	7200	2021/11/26 国土交通省関係 補正予算の概要
2020年度			0					
2022年度			0					2022/3/18 観光庁長官「今年度内にGo To トラベル事業としての支出ができない見込みになっていますので、一部の予算については、不用にせざるを得ない」
2023年度			0					
総額			29657					

（注）①数値は億円単位

②国土交通省（2021）「令和3年度行政事業レビューシート（国土交通省）Go To トラベル事業（一次補正分）」（事業番号2021）、国土交通省（2021）「令和3年度行政事業レビューシート（国土交通省）Go To トラベル事業」（事業番号2021-国交-20-0292）、国土交通省ウェブサイト<<https://www.mlit.go.jp/common/001412784.xlsx>>及び、会計検査院「第4章第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）の実施状況等について」、『令和2年度決算検査報告』p.627.<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_09_05.pdf>などから作成

観光庁（2021年2月10日発表）によれば、少なくとも5,399億円が実質的な旅行支援に利用され、事務経費などを含めて8,191億円が執行されたこととなっている。また、2021年3月26日には県民割に流用（3,299億円）で、2020年度には実質的に1兆1,490億円が執行された模様である。

2020年度で使い切れなかった1兆5,483億円は2021年度に繰越され、さらに2021年12月20日に成立した2021年度補正予算で2,685億円が追加された。

2021年度のGo To トラベル関連事業での執行額は公表されておらず不明である。観光庁長官発言（2022年3月18日）や新聞報道によれば、2020年度から繰越された予算の7,200億円は不用額として返納された模様である。また、新Go To トラベル事業として国土交通省資料（2021年11月26日）によれば、補正予算と合わせて1兆3,238億円が計上されたとしている。

公表されている数値は、国費ベースのため基本的には予算額、その執行等はある程度は把握可能である。しかし、県民割及び全国旅行支援は、事業主体が都道府県であり、その後の予算執行状況は明らかにされていない。

3—旅行支援策の停止要件と実施の適否

3.1 | 感染症ステージ(レベル)の状況

Covid-19は2020年春頃から全国に感染したが、当初の感染症対策は国主導か、地域主導かでの混乱がみられた。当時の新聞報道をみても、国は方針を示すものの、その措置判断は各自治体に委ねられるものとなった。たとえば、2020年2月の一斉休校は、文部科学省が2月28日に各都道府県教育委員会などに通知されたが、法的根拠はなく、対応は各自治体に委ねられていた。文科省によると3月19日時点で公立学校98.9%、私立学校97.8%とほとんどの学校が休校措置を取り入れた。しかし、

感染者がない富山県等は独自に判断して授業再開するなどの動きがみられた。また、北海道では2020年2月28日に全国で初めて法的根拠に基づかない緊急事態宣言を発出し、週末の外出自粛や検査体制・病床の充実、情報収集を推進させた。この宣言は3月19日に解除された。このように、各都道府県は独自の基準を設定して、対応に当たった。

こうした中で、2020年8月7日には新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言との形で、感染症の水準をもとに四段階のステージが示され、ステージⅢ以上では国及び各自治体が総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていくこと（いわゆるサーキットブレーカー機能）が求められることとなった。

しかし、国、自治体及び専門家間で、指標の判断についての共通の認識が必ずしも迅速に共有されず、結果的にサーキットブレーカーが機能しないこともあった。その反省から、2021年4月15日に指標の精緻化及び補強を目的として基準は改定された。

その後、国民のワクチン接種率が70%を超えたことから、2020年11月8日には新たな指標が示された。ただし、レベル3はこれまでのステージⅢに相当するとされていた。さらに、オミクロン株に対応させるとの観点から、2022年11月11日に基準が変更された、特に、これまでの基準ではステージⅢあるいはレベル3は感染症拡大を抑制するために移動に関する自粛要請の実施が含まれていたが、2022年11月11日の基準変更では、各都道府県に「対策強化宣言」は行おうが、行動制限は求めないとしている（図表4）。

図表 4：新型コロナウイルス感染症対策分科会が策定した基準

	基準 1 2020年8月7日～2021年4月14日	基準 2 2021年4月15日～2021年11月7日	基準 3 2021年11月8日～2022年11月10日	基準 4 2022年11月11日～（現在に至る）
目的	医療への負荷に至るような感染の拡大の予兆を 探知し、先手先手で対策を講じる（いわゆる “サーキットブレーカー”）ためのステージ分類 を通じた対策	リバウンド防止に向けて指標の精緻化及び補強 を目的として、2020年8月の提言の見直し	国民のワクチン接種率が70%を超え、医療提供 体制の強化や治療薬の開発が進んできた、新型 コロナウイルス感染症との向き合い方につい て、新たな考え方が求められる	医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は 維持しながら、オミクロン株に対応
判断	国や都道府県はこれらの指標を「総合的に判 断」して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的 に対策を講じる	ステージの判断は各指標を機械的に当てはめて 判断するのではなく、地域の実情を把握して いる都道府県が総合的かつ主体的に行う。た だし、広域的な感染拡大の蓋然性が高い場合 には、国はリーダーシップを発揮する	感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫 の状況により重点を置いたものであり、都道府 県ごとに感染の状況や医療逼迫の状況等を評 価	どのレベルにあるかの判断の際には、感染状 況は参考にするもの、医療の負荷や社会経 済活動の状況を踏まえて、都道府県が総合 的に判断する
レベル	ステージⅠ 感染者の散発的発生及び医療提 供体制に特段の支障がない段階 ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体 制への負荷が蓄積する段階 ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体 制における大きな支障の発生を避 けるための対応が必要な段階 ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医 療提供体制の機能不全を避ける ための対応が必要な段階	ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がな い段階 ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体 制への負荷が蓄積する段階 ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体 制における大きな支障の発生を避 けるための対応が必要な段階 ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医 療提供体制の機能不全を避ける ための対応が必要な段階	レベル 0 感染者ゼロレベル レベル 1 維持すべきレベル レベル 2 警戒を強化すべきレベル レベル 3 対策を強化すべきレベル レベル 4 避けたいレベル	レベル 1 感染小康期 レベル 2 感染拡大初期 感染拡大期 感染拡大が著しい都道府県が 「対策強化宣言」を行うが、新 たな行動制限は行わず社会経済 活動を維持 レベル 4 医療ひっ迫期 (避けたいレベル)
ステージ（レ ベル）3での 施策	・酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請 ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底でき ない場合等における感染が拡大している地域 との県境を越えた移動自粛の徹底	・感染防止策が徹底できない場合における感染 が拡大している圏域との往来自粛の要請 ・「まん延防止等重点措置」の活用	レベル 3は、“強い対策”を講じるという意味に おいては、これまでのステージの考え方の概ね ステージ3の最終局面及びステージ4に当たる	感染拡大のスピードが急激な場合、対策を講 じても感染拡大が続く場合：（出動大幅抑 制、帰省・旅行の自粛も要請）
指標	①病床のひっ迫具合 ②療養者数 ③PCR陽性率 ④新規報告 ⑤直近一週間と先週一週間の比較 ⑥感染経路不明割合	①病床のひっ迫具合 ・入院率 ・確保病床の使用率 ②療養者数 ③PCR陽性率 ④新規陽性者数 ⑤感染経路不明割合	①病床使用率 ②重症病床使用率 ③入院率 ④重症者数 ⑤中等症者数 ⑥自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値	①確保病床の使用率 ②重症確保病床の使用率 ③入院率 ④重症者の推移 ⑤PCR陽性率 ⑥新規陽性者数 ⑦感染経路不明割合

(注) 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」から作成

3.2 | 実施可否の判断基準とその評価

県民割は図表 4 の基準 1 及びその改定である基準 2 をもとに進められたとみられる。他方、全国旅行支援は 2022 年 10 月 11 日より実施されたことから、2022 年 11 月 10 日までは図表 4 の基準 3 が適用され、レベル 3 に達した都道府県は実施の可否を判断することとなる。しかし、2022 年 11 月 11 日以降は図表 4 の基準 4 が適用され、レベル 4 に到達しない限り、全国旅行支援は継続できる状況となったと推察される。

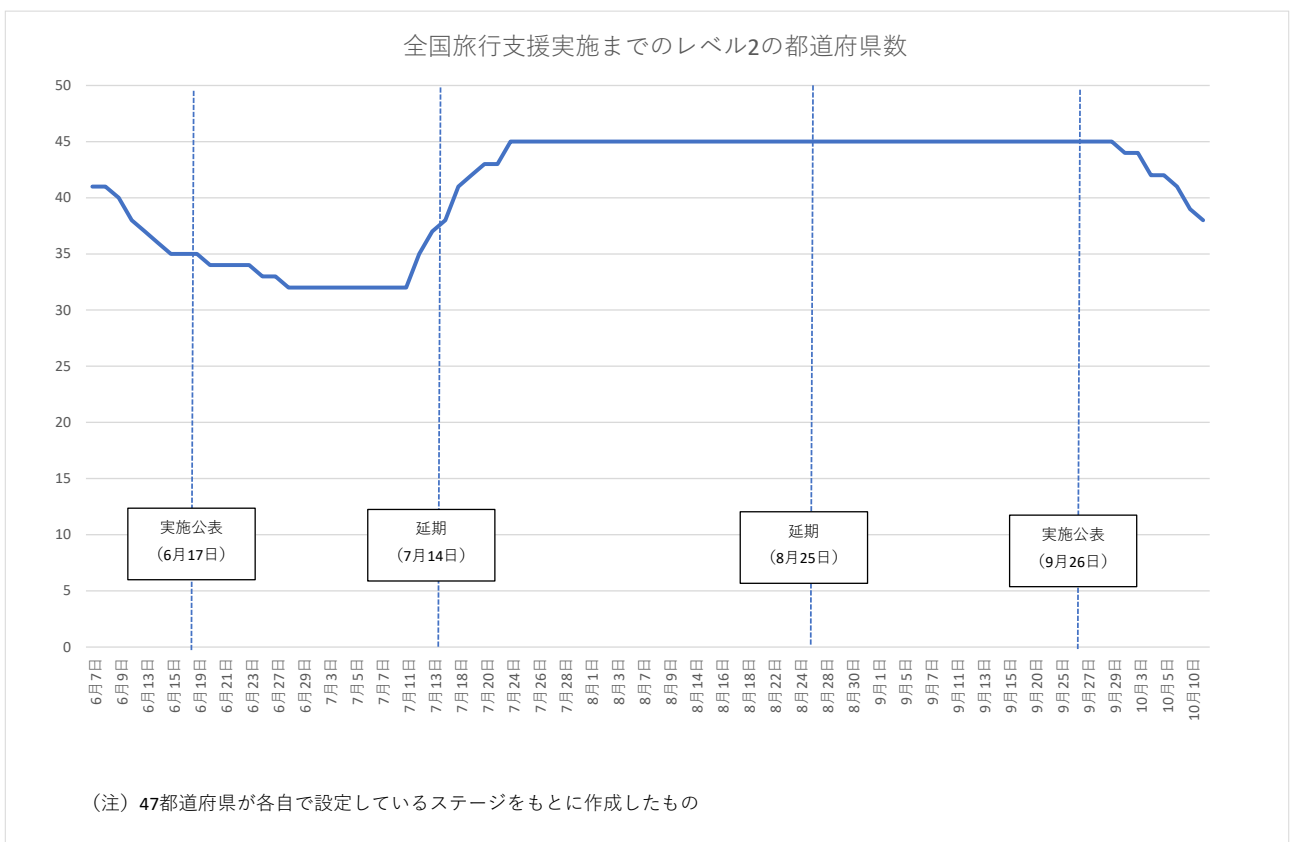
全国旅行支援の実施は 2022 年 6 月 17 日に公表され、7 月前半より実施とされた。当時は明確な開始時期は示されていないが、同じ文書内で県民割が 7 月 14 日宿泊分（7 月 15 日チェックアウト分）まで延期と公表されていることから、7 月 15 日の実施と推察される。公表前の 5 日間程度の状況をみると、41 地域がレベル 2 を超えていたものの徐々に減少し、公表直前には秋田県、茨城県、群馬県、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、徳島県及び長崎県の 12 県がレベル 1

であり、35 地域がレベル2であった。

7月15日の実施直前にはレベル2の地域が増加し、結果的に実施予定の頃には茨城県、神奈川県、静岡県、滋賀県、長崎県の5地域がレベル2へ変更され、40地域がレベル2の地域となった。こうしたことが延期判断に影響を与えたとみられる。その後、レベル2の地域は45地域となり長い期間、その状況が維持されていたことから、8月25日には再度延期の判断をしている。

しかし、9月26日に10月11日より実施されることが公表された。公表直前の5日間程度をみると、山梨県、奈良県の2地域以外はすべてレベル2である。2022年7月時点よりレベル2の地域が多く、8月時点でも状況は改善していない。過去の延期判断と比較すれば、まったく改善が示されていないにもかかわらず、実施可能と判断されている。全国旅行支援の実施判断にはルールがないように窺える(図表5)。

図表5：全国旅行支援実施の判断（レベル2の都道府県数の推移）



さらに、2022年11月11日からは、図表4の基準4に変更されている。この後、図表6のように埼玉県など7地域ではレベル3になった時期がある。しかしながら、図表4の基準4の場合、レベル3であっても全国旅行支援は停止基準に到達していないと判断されたとみられる。

図表 6 : 全国旅行支援の実施中にレベル 3 に到達した地域

	始期	終期	日数
埼玉県	2022年12月28日	2023年2月7日	41
千葉県	2023年1月13日	2023年2月6日	24
神奈川県	2022年12月28日	2023年2月9日	43
岐阜県	2022年12月26日	2023年2月3日	39
静岡県	2022年12月26日	2023年2月17日	53
岡山県	2023年1月13日	2023年2月9日	27
熊本県	2023年1月4日	2023年2月3日	30
(注) 各都道府県が判断したレベル 3 の状況をを示す。 (出所) 各市町村ホームページ			

4—旅行支援策に関する先行研究

旅行支援の内容は、①旅行代金の割引、②旅行先で利用可能な地域クーポンの支給、である。ここでは、2つの施策と関連する先行研究を整理する。ただし、旅行支援そのものの実施はこれまでに例がなかったことから、類似の支援策に関する先行研究を検討する。

4.1 | 旅行代金の割引

旅行代金の割引は、旅行という消費行動により実現するものであることから、欧州で実施された付加価値税（以下、VAT）の引下げが同類の施策と考えられる。欧州各国では Covid-19 で急激な業況悪化に陥った業種を中心に付加価値税率の引下げを限定的に実施している。小巻（2020、2023）によれば、VAT 税率の引下げにより、宿泊関連価格（Accommodation services）など特定業種に限定した税率の引下げは、価格転嫁でみて平均 50%程度となっている。リーマンショック時にも欧州では一部業種の消費財への VAT 税率を引き下げている。フランスではリーマンショック後、自宅で食事をする人が多くなった人をレストランに呼び戻すとともに、レストランを雇用の受け皿にする目的でレストラン（sit-down restaurants）の VAT が 2009 年 7 月から 12 月末までの限定的措置として 19.6%から 5.5%に引下げられた。

Benzarti and Carloni（2019）は雇用の伸びは限定されレストランの売り上げも大きく増加しなかったと、VAT 引下げ効果は限定的であったと指摘している。特に、対象となったレストランでの価格引下げ効果は価格転嫁率でみて 9.7%しか低下していないとしている。需要を刺激するための一時的な VAT の引下げはいくつかの国で実施されている。しかし、そのことにより実際に利益を得るのは消

費者ではなく企業に利益をもたらす傾向があると指摘している。

4.2 | 地域クーポンの発行

地域クーポンは、旅行先での商品券と同様のものである。これについては、1999年に個人消費の喚起と地域経済の活性化、地域の振興を図ることを目的に、15歳以下の子ども及び、満65歳以上かつ老齢福祉年金受給者ごとに1人2万円分ずつの地域振興券が発行された。経済企画庁（1999）は全国約9,000の交付対象世帯に対して、地域振興券の利用実態等のアンケート調査を実施し、地域振興券によって喚起された消費の純増分は地域振興券使用額の32%程度であったとしている。つまり、残りの68%分は貯蓄に回ったとみることができる。

また、2009年にはリーマンショック後の経済対策として、国民1人あたり12,000円が定額給付金として給付された。これは地域振興券のように商品券型の政策ではなく、給付型である。この政策について、内閣府（2010）はアンケート調査をおこなったところ、定額給付金受取総額でみて32.8%の効果があったとしている。堀、他（2002）は、家計調査の個票データを用いた分析で、地域振興券はその配布時点において半耐久財中心に消費を拡大させ、振興券交付月内で評価した限界消費性向は0.2~0.3程度としている。

つまり、商品券のようなクーポンは、これを用いた消費は増加するものの、実質的な消費の増加には平均して20%~30%に留まり、他の消費が増加しない限りは、貯蓄を増やすことにつながっている。

4.3 | 分析方法

4.3.1 旅行代金の割引

旅行代金の割引については、割引相当額の宿泊料を機械的に試算する。小売物価統計調査では、「和室・1泊2食付き」及びホテルは「洋室・1泊朝食付き」の平日及び休前日について実際の宿泊費を調査してきた。ここでは2019年4月~7月の宿泊費を休前日8日、平日22日で1日当たりの平均宿泊費を算出し、旅館とホテルの単純平均値を算出すると、17,116円となった。これをもとに機械的に宿泊費における割引率を算出している。ただし、全国旅行支援は試算上で上限額を超えるため、上限額で算出している。機械的試算では、Go To トラベルは35.0%、2020年12月までの全国旅行支援は29.2%、2023年1月からは17.5%の宿泊料の減少が期待できる。

また、CPIの宿泊料⁴の下落率と機械的試算による下落率とを比較して、旅行支援による宿泊料への価格転嫁率を確認する。もっとも、CPIの変化率について、単純に前年同月比を用いると、2021年以降ではGo To トラベル停止の影響から大幅上昇しており、2022年以降の状況も把握しづらい。そこで、CPIについて2019年比で前年同月比を算出し、旅行支援の効果を確認する。

ただし、ホテルなどの宿泊料金はダイナミックプライシングの導入により、需要の増減に対応して

⁴ 消費者物価指数（以下、CPI）の宿泊料は、旅行会社における予約サイトから、旅館は「和室・1泊2食付き」、ホテルは「洋室・1泊朝食付き」のプランの各月全日の価格（宿泊日の2カ月前の月初めの価格）を取集したもの。それに従って、小売物価統計調査の「宿泊料調査」は2021年12月調査を最後に中止されている。

また、Go To トラベル及び全国旅行支援はCPIに反映されるものの、県民割は反映されていない。これは県民割が、県内や地方ブロック内の在住者といったように旅行対象者が限定されていることから、CPIには反映されていない。

料金変動することとなっている。したがって、旅行支援の導入により期待される宿泊料の低下は、その時点での需給動向を反映し、より変動性の高い数値となっている可能性がある。

4.3.2 地域クーポンの効果

地域振興券で見れば、先行研究では、アンケート調査もしくは、個票による分析が用いられている。Go To トラベル及び全国旅行支援については、久我（2023）がアンケート調査を実施している。久我（2023）によれば、全国旅行支援の利用率は2022年末までに21.1%であり、「利用していない・利用予定はない」は64.2%となっており、一部の利用に留まっていることがわかる。また、利用者は、時間に余裕のある未就学児の子育て世帯や高齢層の利用が多い。さらに、所得階層別では世帯年収600万円以上で、特に1,500万円以上の世帯での利用が多く、無職や世帯年収200万円未満の世帯では低い状況にある。これはGo To トラベルでも概ね同様の結果が窺えるとのことである。

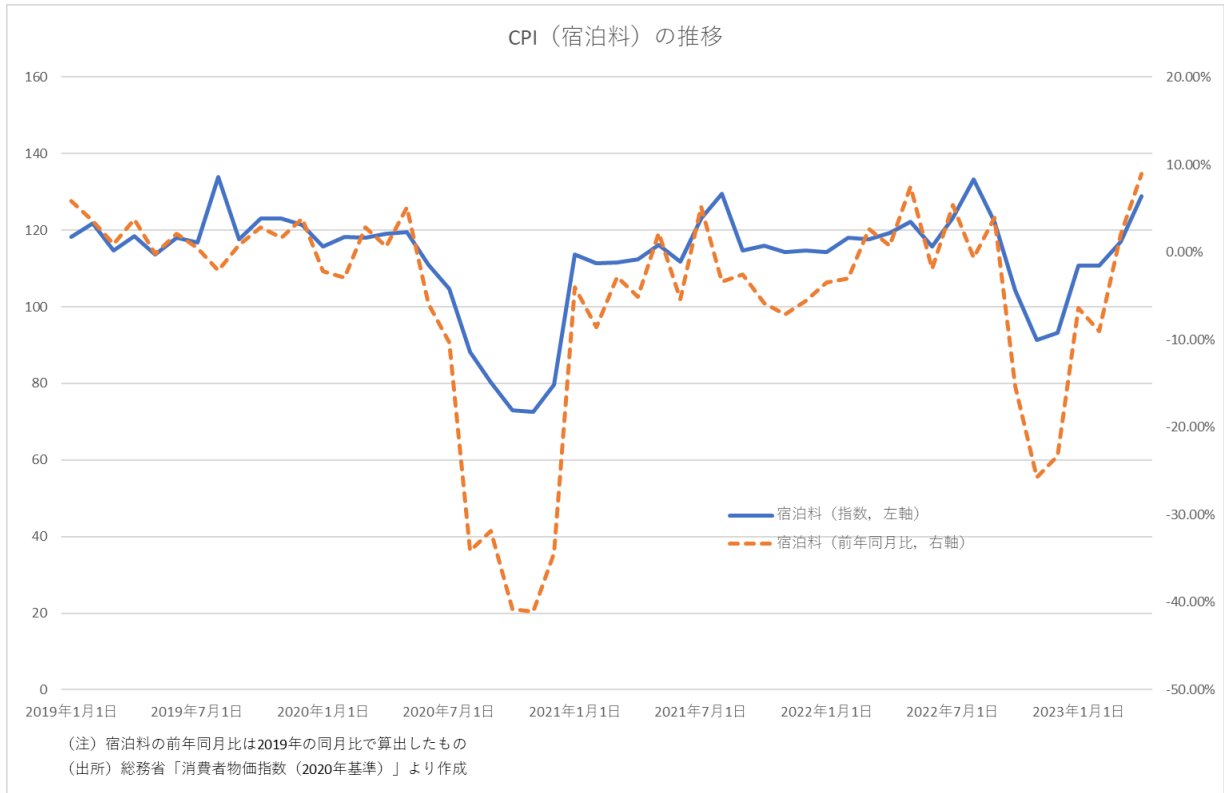
ここでは、家計調査の年齢階層別のデータを用いて、個々の消費費目と旅行関連の消費支出の動向を、①可処分所得との関係、②消費支出全体との関係から、旅行関連支出の増加状況及び、他の消費費目への影響を確認する。また、家計調査の所得区分を久我（2023）と同様の所得区分に変更して比較する。

5——全国旅行支援の経済効果～旅行代金の割引効果

5.1 | CPIにおける宿泊料の推移

CPIの宿泊料の推移をみると、Go To トラベルの期間（2020年7月22日～12月27日）には-36.43%（前年同月比、8月～12月までの平均）と大幅に下落している。また、全国旅行支援の期間（2022年10月11日～2023年6月30日）では2022年10月から12月で平均-21.47%（2019年比）であったが、その後は全国旅行支援の割引率が変更され2023年1月から2月は-7.69%（2019年比）の低下となっている。しかし、2023年3月には一転して2.01%と増加に転じ、4月は8.95%と大きく上昇している（図表7）。

図表 7：宿泊料（CPI）の推移（2019年との比較）



5.2 | 旅行支援の宿泊料への価格転嫁状況

旅行支援での転嫁率でみると、施策ごとに様相が異なる。Go To トラベルにより、宿泊料は35%程度下落が期待されるが、消費者物価指数では平均 36.43%（2020年8月～12月の平均）と、概ね100%の価格転嫁となっている（図表8）。

図表 8：旅行支援の価格転嫁率

	実施期間	価格転嫁率	CPI 平均変動率	機械的試算
GoToトラベル	2020年8月～12月	104.1%	-36.43%	-35.00%
全国旅行支援	2022年10月～12月	55.9%	-16.34%	-29.21%
		73.5%	-21.47%	
	2023年1月～2月	26.1%	-4.58%	-17.53%
		43.8%	-7.69%	

（注） 価格転嫁率及び平均変動率の上段は2019年比で算出したもの、下段は前年同月比により算出したもの

2020年10月から12月までの全国旅行支援については、機械的試算は-29.2%程度の宿泊料の下落が期待されるが、価格への反映は55.9%～73.5%程度にとどまっている可能性がある。他方、2023年1月以降は26.1%～43.8%と価格転嫁率は大きく低下している。

このように、全国旅行支援の価格転嫁が 100%となっていないことは、旅行支援により宿泊業者側へ利益がより多くもたらされている可能性を示している。2023 年 3 月以降の宿泊料が 2019 年を超える上昇幅を示しているのは、Covid-19 における国内の規制緩和による旅行需要の拡大に加え、インバウンド需要が回復したことである。

旅行支援は需要の増加をもたらすため、料金が上昇するのも当然である。しかし、2019 年を基準としてみれば旅行単価がさらに上昇していることは説明が困難である。もともと需要が低下したことへの旅行支援であり、次節の支出面からみると、旅行への消費支出は 2019 年の水準を回復していない。海外からの旅行者については、2022 年 10 月 11 日から、日本への入国規制が緩和された。観光庁「宿泊旅行統計調査」をみると、2022 年 10 月以降、前年同月比でみて大幅に増加している。しかし、2019 年比でみると、2023 年 1～2 月平均で-35%程度と大きく下回っている。中国からのインバウンドは 2023 年初には再開しておらず、インバウンドの規模も完全に回復したとはいえない。

したがって、旅行需要としては 2019 年を超える水準に達したとはいえない。もちろん、2022 年以降は食料品、エネルギー価格が高騰しており、インバウンドにとっては円安で購買力が上昇している。こうした価格設定の背景については不明である。

他方、旅行支援策を旅行関連業界への支援を第一の目的とすれば、価格低下を機械的試算より抑制的なものとするにより収益環境は改善することにつながったとみられる。

6——全国旅行支援の経済効果～消費喚起効果

ここでは、所得階層別の家計調査をもとに、旅行支援が消費に与えた効果を確認する。論点は、① Go To トラベル、県民割及び全国旅行支援の 3 つの旅行支援策の効果、②旅行支援策が他の消費に与えた影響である。

6.1 | データ

家計調査の勤労者世帯における所得階層別データをもとに、可処分所得及び消費支出総額に占める 10 大費目で区分された個々の消費額の比率を算出する。ここでの数値は全て名目である。しかしながら、分母・分子とも名目での貨幣価値で計算した比率であることから、一般的な物価の変化は分母・分子で相殺されていることとなる。ただし、月次での比較の場合、もともと各月のフレが大きいうえに、季節性が存在する。ここでは、3 カ月中心移動平均値を計算し、その上で、前年同月比との比較をおこなっている。

6.2 | 旅行支援策の消費支出に与える効果

6.2.1 消費支出全体における消費費目の状況

ここでは、2018 年と 2019 年の平均値を平時として、Covid-19 後の状況について、消費支出全体に占める種々の消費費目の割合から確認する（図表 9）。

図表9：消費支出に占める消費費目の割合

		全世帯	200万円未満	200-400万円	400~600	600~800	800~1000	1000~1200	1200~1500	1500万円以上
食料品	平時→2022年	1.095	-3.329	1.101	2.058	1.961	0.809	0.572	1.287	0.412
	平時→2020年	1.973	-1.642	0.730	2.312	1.713	2.050	2.205	3.309	2.053
	2020年→2022年	-0.879	-1.687	0.371	-0.255	0.247	-1.241	-1.634	-2.022	-1.641
食料品(除く外食)	平時→2022年	1.602	-2.549	1.461	2.544	2.254	1.522	1.283	1.816	1.621
	平時→2020年	2.751	-0.626	1.455	3.094	2.408	3.008	2.920	3.816	3.256
	2020年→2022年	-1.149	-1.923	0.005	-0.550	-0.155	-1.486	-1.637	-2.000	-1.636
外食	平時→2022年	-0.507	-0.780	-0.359	-0.487	-0.293	-0.712	-0.712	-0.529	-1.208
	平時→2020年	-0.777	-1.016	-0.725	-0.782	-0.695	-0.958	-0.715	-0.507	-1.203
	2020年→2022年	0.270	0.236	0.365	0.295	0.402	0.245	0.003	-0.022	-0.005
宿泊料	平時→2022年	0.011	0.057	0.006	-0.111	0.024	-0.039	-0.036	-0.013	0.118
	平時→2020年	-0.281	0.412	-0.171	-0.262	-0.260	-0.281	-0.403	-0.318	-0.453
	2020年→2022年	0.291	-0.355	0.177	0.152	0.284	0.242	0.368	0.306	0.571
住居	平時→2022年	0.419	6.350	2.410	-0.141	-0.059	1.637	0.822	0.030	-0.603
	平時→2020年	0.270	2.308	1.450	-0.230	-0.217	0.268	1.055	0.190	0.995
	2020年→2022年	0.149	4.043	0.960	0.089	0.158	1.369	-0.233	-0.160	-1.598
光熱・水道	平時→2022年	0.806	-0.482	1.021	1.198	1.395	0.633	0.560	0.401	0.637
	平時→2020年	0.316	-1.798	0.071	0.631	0.099	0.258	0.550	0.376	0.454
	2020年→2022年	0.489	1.317	0.950	0.567	1.296	0.375	0.010	0.024	0.183
家具・家事用品	平時→2022年	0.395	0.611	0.176	0.450	0.434	0.257	0.410	0.505	1.040
	平時→2020年	0.723	1.113	0.396	0.780	0.558	0.696	0.967	1.377	0.652
	2020年→2022年	-0.328	-0.502	-0.220	-0.330	-0.124	-0.439	-0.557	-0.872	0.388
被服及び履物	平時→2022年	-0.553	0.610	-0.657	-0.370	-0.642	-0.622	-0.835	-0.785	-0.658
	平時→2020年	-0.585	0.049	-0.823	-0.280	-0.646	-0.695	-0.785	-0.626	-0.580
	2020年→2022年	0.032	0.561	0.166	-0.089	0.003	0.073	-0.050	-0.159	-0.079
保健医療	平時→2022年	0.417	0.101	0.376	0.323	0.599	0.513	0.281	0.468	0.252
	平時→2020年	0.415	0.125	-0.041	0.465	0.591	0.458	0.095	0.588	0.511
	2020年→2022年	0.002	-0.025	0.416	-0.143	0.008	0.055	0.187	-0.120	-0.259
交通・通信	平時→2022年	-0.846	-3.370	-2.692	-0.861	-1.510	-0.458	1.739	-3.387	0.066
	平時→2020年	-0.480	-2.197	0.401	-0.987	-0.563	-0.488	1.129	-2.697	0.142
	2020年→2022年	-0.366	-1.173	-3.093	0.126	-0.946	0.030	0.610	-0.689	-0.077
教育	平時→2022年	-0.262	-1.198	-0.469	-0.651	-0.185	-0.979	-1.079	0.917	0.819
	平時→2020年	-0.455	0.590	0.128	-0.652	-0.654	-0.523	-0.875	0.638	-0.175
	2020年→2022年	0.192	-1.788	-0.597	0.001	0.469	-0.456	-0.203	0.278	0.994
教養娯楽(財)	平時→2022年	0.207	-1.403	-0.082	-0.017	-0.038	0.353	0.455	0.849	0.520
	平時→2020年	0.567	-2.721	0.497	0.278	0.484	0.671	0.592	1.407	1.020
	2020年→2022年	-0.360	1.317	-0.579	-0.295	-0.522	-0.318	-0.136	-0.557	-0.500
教養娯楽(サービス、宿泊料)	平時→2022年	-0.009	0.031	0.200	-0.074	-0.041	-0.135	-0.176	0.446	-0.288
	平時→2020年	-0.464	0.445	-0.225	-0.426	-0.420	-0.526	-0.581	-0.568	-0.808
	2020年→2022年	0.455	-0.414	0.424	0.352	0.380	0.392	0.406	1.014	0.520
諸雑費	平時→2022年	0.814	0.916	0.882	0.613	0.875	1.051	0.698	0.165	1.511
	平時→2020年	0.549	0.229	0.205	0.469	0.840	0.462	0.131	0.891	1.041
	2020年→2022年	0.265	0.688	0.677	0.144	0.035	0.589	0.567	-0.726	0.469
交際費	平時→2022年	-0.912	-1.115	-0.886	-0.962	-0.803	-1.050	-0.337	-1.629	-1.621
	平時→2020年	-1.085	-0.351	-1.660	-1.021	-0.910	-1.287	-0.860	-1.128	-1.269
	2020年→2022年	0.173	-0.763	0.774	0.058	0.107	0.237	0.522	-0.501	-0.351

(注)
 ①表は、総務省「家計調査」の所得階層別のデータをもとに、久我(2023)と同様の所得階層に組み替えて、消費全体における各消費費目の割合をみたもの。
 ②平時は2018年と2019年の平均値を用いている

消費支出全体に占める食料品の割合(いわゆるエンゲル係数)で見ると、Covid-19により、平時から2020年でエンゲル係数は全世帯(2.8%上昇)及びすべての所得階層で大きく上昇している。しかし、Covid-19の進行が進む中で、2020年から2022年までの状況で所得が高い階層ほどエンゲル係数が低下している。平時の状況と比較してエンゲル係数(外食除きの場合は、依然として1.6%高い

状況となっている。

消費支出全体に占める個々の消費費目割合で見ると、Covid-19により、対面を必要とする外食と宿泊料では、その動きが大きく異なる。外食については、Covid-19 以前の水準に回復していないものの、旅行支援が実施された宿泊料は回復し、特に、所得の高い階層は Covid-19 以前の水準を上回る状況となっている。このことから、旅行支援の効果については、所得が高い階層ほど、宿泊費の割合の増加幅が高くなっている。また、5 節でみたように、所得の高い階層ほど、宿泊料の水準が高いことから、久我（2023）が指摘したように所得が高い階層ほど質の高い宿泊先を選択していた可能性が高い。

しかしながら、これらの所得の高い階層では、被服費や交際費⁵の割合を引き下げている。この結果、消費支出総額としては抑制していることがより顕著となっている。

実際に、エンゲル係数で見ると、食料品価格の上昇を反映して、エンゲル係数は増加基調にある。つまり、想定されるのは、食料品価格の上昇及び、旅行需要の増加により、他の消費を減少させている可能性が考えられる。これにより、消費性向自体が大きく変化していないことを示す結果からみれば、名目ベースでは消費全体の状況は変化が小さく、他の消費を減少させているとみられる。特に、実質ベースでみれば、この効果は大きく、旅行支援により他の産業の需要にマイナスの効果を与えている可能性が考えられる。

6.2.2 可処分所得に占める消費費目

ここでは、6.2.1 節でみたことをさらに、可処分所得との関係から確認する。日本では Covid-19 が拡大している時期には所得総額は増加傾向ではなく、消費意欲（消費性向）がどのような状況であったのかを確認する。ここでも 6.2.1 節と同様に、2018 年と 2019 年の平均値を平時として、Covid-19 後の状況について、可処分所得に占める種々の消費費目の割合から確認する（図表 10）。

所得動向については、名目可処分所得をみると、Covid-19 の感染拡大中では、所得階層別にみて、大きな所得減少は確認できない。ただし、2020 年に実施された給付金の影響で臨時所得的に 4 月以降に大幅上昇が確認でき、その 1 年後は大きく減少している。ただし、実質ベースでみると、2021 年以降、消費者物価の上昇から可処分所得はさらに大きく減少している。

⁵ 「家計調査」における交際費とは、世帯外の人への贈答用金品及び接待用支出並びに職場、地域などにおける諸会費及び負担費のことであり、高齢者であれば子や孫の世帯など世帯外への金品の贈与などが該当する。

図表 10：可処分所得にしめる消費費目の割合

		全世帯	回復状況	200万円未満	200-400万円	400~600	600~800	800~1000	1000~1200	1200~1500	1500万円以上
消費支出	平時→2022年	-4.913		24.215	-5.362	-4.345	-6.706	-3.131	-1.283	-5.510	-3.996
	平時→2020年	-7.385		-0.268	-5.290	-6.344	-8.120	-7.814	-8.615	-6.525	-5.841
	2020年→2022年	2.471	33.5%	24.483	-0.072	1.998	1.415	4.684	7.332	1.015	1.845
食料品	平時→2022年	-0.423		2.640	-0.443	0.420	-0.306	-0.082	-0.121	-0.572	-0.641
	平時→2020年	-0.436		-1.437	-0.821	0.107	-0.891	-0.490	-0.521	0.687	-0.028
	2020年→2022年	0.013	2.9%	4.077	0.378	0.313	0.584	0.408	0.400	-1.258	-0.613
外食	平時→2022年	-0.576		1.566	-0.510	-0.534	-0.492	-0.614	-0.608	-0.643	-0.993
	平時→2020年	-0.820		0.629	-0.802	-0.774	-0.793	-0.958	-0.859	-0.570	-1.015
	2020年→2022年	0.244	29.8%	0.936	0.292	0.240	0.301	0.344	0.252	-0.073	0.022
宿泊料	平時→2022年	-0.033		0.072	-0.007	-0.111	-0.030	-0.059	-0.041	-0.088	0.047
	平時→2020年	-0.235		0.515	-0.151	-0.219	-0.227	-0.249	-0.328	-0.235	-0.303
	2020年→2022年	0.202	85.8%	-0.443	0.144	0.107	0.197	0.191	0.287	0.147	0.350
住居	平時→2022年	0.001		15.436	1.716	-0.449	-0.396	1.027	0.527	-0.343	-0.552
	平時→2020年	-0.258		5.796	0.707	-0.589	-0.607	-0.108	0.244	-0.403	0.323
	2020年→2022年	0.259	100.3%	9.639	1.009	0.140	0.212	1.135	0.283	0.060	-0.875
光熱・水道	平時→2022年	0.209		3.757	0.384	0.524	0.474	0.225	0.255	-0.078	0.149
	平時→2020年	-0.305		0.455	-0.412	-0.096	-0.500	-0.281	-0.177	-0.167	-0.044
	2020年→2022年	0.515	168.5%	3.302	0.797	0.620	0.973	0.506	0.433	0.089	0.193
家具・家事用品	平時→2022年	0.081		1.712	-0.002	0.191	0.022	0.034	0.199	0.006	0.464
	平時→2020年	0.144		1.268	0.052	0.275	-0.010	0.055	0.223	0.608	0.146
	2020年→2022年	-0.062	43.4%	0.444	-0.054	-0.084	0.033	-0.021	-0.024	-0.602	0.318
被服及び履物	平時→2022年	-0.595		1.321	-0.804	-0.425	-0.721	-0.551	-0.720	-0.771	-0.586
	平時→2020年	-0.720		0.067	-1.011	-0.435	-0.797	-0.802	-0.890	-0.749	-0.653
	2020年→2022年	0.125	17.4%	1.254	0.207	0.010	0.076	0.251	0.170	-0.022	0.067
保健医療	平時→2022年	0.081		2.567	0.087	0.045	0.126	0.253	0.105	0.050	0.027
	平時→2020年	-0.012		1.679	-0.318	0.075	0.070	-0.004	-0.269	0.134	0.168
	2020年→2022年	0.093	785.6%	0.888	0.405	-0.030	0.056	0.258	0.374	-0.083	-0.141
交通・通信	平時→2022年	-1.364		-1.025	-3.429	3.847	-2.147	-0.955	1.469	-2.647	-0.642
	平時→2020年	-1.428		-2.758	-0.154	3.470	-1.589	-1.555	-0.368	-2.415	-0.694
	2020年→2022年	0.064	4.5%	1.733	-3.275	0.377	-0.558	0.599	1.837	-0.232	0.052
教育	平時→2022年	-0.490		-0.812	-0.473	-0.704	-0.532	-0.959	-0.757	0.090	0.263
	平時→2020年	-0.778		0.685	0.204	-0.829	-0.894	-0.919	-1.299	-0.264	-0.802
	2020年→2022年	0.288	37.0%	-1.497	-0.677	0.126	0.361	-0.039	0.543	0.354	1.065
教養娯楽(財)	平時→2022年	-0.040		-0.187	-0.244	-0.163	-0.274	0.109	0.243	0.261	0.188
	平時→2020年	0.067		-2.707	0.178	-0.044	-0.027	0.102	-0.015	0.529	0.413
	2020年→2022年	-0.107	159.5%	2.520	-0.422	-0.119	-0.247	0.008	0.258	-0.267	-0.225
教養娯楽(サービス、宿泊料)	平時→2022年	-0.213		0.590	-0.008	-0.215	-0.307	-0.225	-0.234	0.052	-0.405
	平時→2020年	-0.606		0.470	-0.384	-0.544	-0.615	-0.669	-0.712	-0.601	-0.806
	2020年→2022年	0.392	64.8%	0.120	0.376	0.329	0.308	0.444	0.478	0.653	0.401
諸雑費	平時→2022年	0.145		2.811	0.280	0.073	0.036	0.562	0.179	-0.359	0.520
	平時→2020年	-0.216		0.466	-0.268	-0.180	-0.088	-0.309	-0.609	0.046	0.101
	2020年→2022年	0.361	167.3%	2.345	0.547	0.253	0.123	0.870	0.788	-0.405	0.419
交際費	平時→2022年	-0.896		-0.276	-1.003	-0.899	-0.919	-0.891	-0.343	-1.300	-1.143
	平時→2020年	-1.119		-0.268	-1.708	-1.019	-1.059	-1.255	-1.046	-1.074	-1.004
	2020年→2022年	0.223	19.9%	-0.008	0.706	0.120	0.139	0.364	0.703	-0.226	-0.139

(注)
 ①表は、総務省「家計調査」の所得階層別のデータをもとに、久我（2023）と同様の所得階層に組み替えて、消費全体における各消費費目の割合をみたもの。
 ②平時は2018年と2019年の平均値を用いている

消費性向を全体で見ると、Covid-19により、全世帯で平時から2020年年間でみて7.4%程度低下し、その後、回復過程にあるものの、Covid-19以前の30%程度しか回復していない。

費目別で見ると、Covid-19が進行した2020年までで見ると、教養娯楽の財及び家具・家事用品などの巣ごもり需要で増加したものがあるが、多くは減少している。特に、交通通信、交際費など外出を必要とする費目が大きく減少している。宿泊料や外食も同様である。

その後、Covid-19の感染は続くものの、2022年までの動きをみると、多くの費目が上昇しており、

消費が回復している様子が窺える。しかし、平時での消費性向の水準と比較すると、多くの費目は回復していない。その中で、平時の水準まで回復しているのは、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、保健医療などである。光熱費は2021年初頃からのエネルギー価格の高騰の影響があるとみられる。

この点で、宿泊料は平時でみて86%程度回復している。他方で、外食は30%程度、教養娯楽（サービズ）65%と、旅行と同様の消費行動を必要とする消費と比較して、旅行は全国旅行支援等から回復していることが確認できる。宿泊料を所得階層別でみると、1,500万円以上の世帯では平時を上回る水準であるものの、400-600万円世帯の回復が遅れている。

このように、全国旅行支援により、当該の消費費目の回復しているものの、他の必需的でない消費費目を抑制する状況であり、経済全体へ旅行支援の効果は限定的であるとみられる。

7—まとめ

全国旅行支援策の経済効果は、波及効果を合わせて約8,300億円の経済効果が見込めると試算（大和総研、[2022]）されている。また、旅行支出については4,464億円増加させる効果（木内、[2022]）も示されている。しかし、家計調査によれば、旅行需要は2018-19年平均の86%程度まで回復しており、所得の高い階層ほど回復している。ただし、所得の高い階層でも旅行以外の消費支出を減少させていることから、消費全体で見れば経済効果は減殺されていると見込まれる。

また、地域クーポンにより、旅行先での消費支出を増加したとしても、旅行者は居住地の消費をその分減少させていることになり、全体としてみれば、やはり消費は増加したとはいえないであろう。

業界支援との見方でいえば、インバウンドを含む旅行需要が回復してきたとはいえ、2019年の水準を超える状況にはない。こうした中で、旅行支援による宿泊料の割引は機械的試算よりも小さくなっている。この点は、リーマンショック時にフランスでのレストランへのVATを引き下げた効果と同様に、消費者よりも旅行業界の収益の改善に資する結果となったと可能性がある。旅行支援の本来の目的が旅行業界の業況回復であることを鑑みれば、所期の目的を果たすことにはなったといえる。

しかしながら、いくつかの課題がある。第1に、旅行業界への支援策としてGo To Travelなどの支援策が、Covid-19の拡大との関係で適切であったかである。

中田（2021）で、旅行が感染症状発現リスクと新型コロナ感染リスクについて、有意な影響を与えているという先行研究の結論が再確認されている。イギリスではCovid-19で影響を受けたレストランやカフェ等のVAT税率を20%から5%へ引き下げ、さらに追加支援策としてEat Out to Help Outを導入した。Eat Out to Help Outは、8月3日から8月31日までの月曜、火曜及び水曜日について、アルコールを除く飲食代金を50%助成（一人最大10ポンド、日本円で1,400円程度に相当）するものである。Eat Out to Help Outの効果について、Fetzer（2020）は支援策の適用日については売上高が増加していることを確認できる一方で、新規感染者のうち8~17%がEat Out to Help Outを利用して外食した人であるとし、イギリスにおけるCovid-19の第2波加速に寄与したとするマイナス効果を指摘している。

第2に、他の業界支援策との比較である。当時の業種別で影響を受けていたのはFace to faceのサービスを必要とする業種である。これらの業種には種々の給付金が実施され、これらの対象には旅行業界も含まれていたと思われる。つまり、今回の対策は旅行業界への上乗せとなっている点である。6節でみたように、旅行業界と比較して外食産業では、回復が遅れている。Covid-19のような急激かつ正体不明なショックへの対応として、より大きな影響を受ける産業への追加的支援策を検討することには問題はない。問題なのは、どの産業を優先すべきかである。また、支援策として、給付金型が良いのか、消費者の選好の結果として業界への支援を行う旅行支援や欧州各国が実施したVAT税率の引き下げが良いのか、検証する必要がある。

第3に、全国旅行支援の政策としての評価が、情報開示不足から困難である。特に、全国旅行支援は事業主体が国から都道府県へ移行したことで、多くの点が不明となっている。この結果、事後的な評価ができない。具体的に列挙すると、以下の通りである。

(停止基準と分科会のレベル基準)

全国旅行支援の実施・停止基準が不明確である。実施については、2022年7月時点よりも9月時点の方がレベル2に該当する都道府県が多いにもかかわらず、実施されている。何を基準に延期あるいは決定されたのか、文書に残されていないので、明確ではない。

(国費の配布基準)

支援金について、各都道府県及び、旅行会社への配布基準が開示されていない。過去の旅行状況あるいは取扱い件数などを基に決定されたとしているが、その内容は公表されていない。

(予算の執行状況)

Go To トラベル事業は国費による事業であり、主体は国であり、その状況は把握可能である。しかし、県民割・全国旅行支援は、その事業費こそ国費の流用であると考えられるが、都道府県単位での執行額は不明である。これは、この事業に限らず、日本では都道府県単位での経済活動に関する経済統計は地方分権の建前をもとに、国が集計している例は少ない。国のGDPに当たる県民経済計算について、内閣府で一覧できるようにしているが作成主体は都道府県であり、47都道府県の総額が国のGDPとは一致していない。もともとは、国費であることを考えると、こうした状況となってしまったことは大きな課題である。

これらの情報開示などをすすめ、政策効果を測定できる体制を構築する必要がある。たとえば、アメリカではCovid-19に関する政策の効果を検証し、次に取り組みに活かす方策が採られている(NHK等)。2020年のトランプ政権が実施した現金給付の効果を検証した結果、年収7万8,000ドルを超えると消費額が減り、ほとんど貯蓄されていることが明らかとされた。この結果、2021年春に、バイデン政権が実施した1人あたり最大1,400ドルの現金給付では、この政策評価を重視して、当初年収10万ドル未満としていた給付の対象を8万ドル未満に絞って実施している。

Covid-19での種々の施策への検証を通じて、それぞれの政策をレビューすることが重要ではなから

うか。

(参考文献)

1. 会計検査院『令和2年度決算検査報告』p.627.
<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_09_05.pdf>
2. 木内登英 (2022), 「全国旅行支援」の消費押し上げ効果は4464円, コラム, 木内登英の Global Economy & Policy Insight, 2022年10月11日.
3. 久我尚子 (2023), 「全国旅行支援の利用状況「第11回 新型コロナによる暮らしの変化に関する調査」より」, ニッセイ基礎研究所, 基礎研レポート, 2023年1月18日.
4. 経済企画庁 (1999), 「地域振興券の消費喚起効果等について」, 1999年8月6日.
5. 国土交通省 (2021), 「令和3年度行政事業レビューシート (国土交通省) Go To トラベル事業 (一次補正分)」 (事業番号 2021)
6. 国土交通省 (2021), 「令和3年度行政事業レビューシート (国土交通省) Go To トラベル事業」 (事業番号 2021-国交-20-0292)
7. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/common/001412784.xlsx>>; 会計検査院「第4章第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5サービス産業消費喚起事業 (Go To キャンペーン事業) の実施状況等について」
8. 小巻泰之 (2020) 「欧州における付加価値税率変更の経済効果—日本経済へのインプリケーション—」, 財務総合政策研究所『フィナンシャルレビュー』令和3年 (2021年) 第1号 (通巻第144号), p.34-60, 2021年3月
9. 内閣府政策統括官 (2010), 「定額給付金に関連した消費等に関する調査」の結果について, 2010年1月15日.
10. 中田大悟 (2021), 「旅行と新型コロナ感染リスク: 第三波前の個票データによる分析」, RIETI Discussion Paper Series 21-J-001
11. 堀雅博, シェー=チャンタイ, 村田啓子, 清水谷論 (2002), 「地域振興券の消費刺激効果」, ESRI Discussion Paper Series No.12, 2002年4月.
12. 真子和也 (2022) 「Go To トラベル事業の経緯と論点~令和3 (2021) 年度末の状況~」, 国立国会図書館, 調査と情報—ISSUE BRIEF—, No.1193, 2022年6月20日.
13. 文部科学省 (2020), 「学校の臨時休業の実施状況, 取組事例等について【令和2年3月19日時点】」, 2020年3月19日.
14. Benzarti, Y, and D Carloni, (2009), “WHO BENEFITED FROM THE JULY 2009 SIT-DOWN RESTAURANT VALUE-ADDED TAX CUTS?”
15. Fetzer, T., (2020), “Subsidizing the spread of COVID19: Evidence from the UK’s Eat-Out-to-Help-Out scheme”, CAGE working paper 517, Coventry: Department of Economics, University of Warwick.

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。